

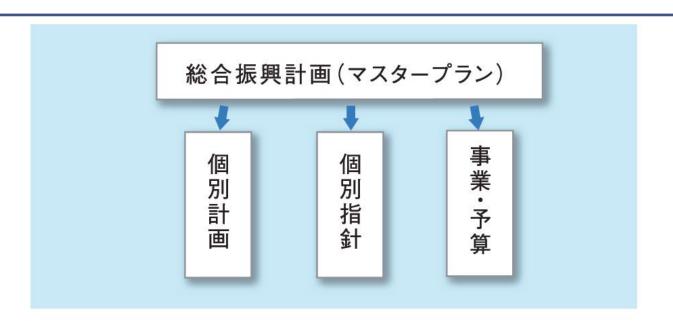
資料3-1

第4次古賀市総合振興計画 概要

古賀市役所 経営企画課 平成26年3月作成

1)総合振興計画(マスタープラン)の役割と目的

持続可能なまちづくりを行ため、めざすべきまちの**将来像** (基本構想)を掲げ、その実現方針(基本計画)を示します。 また、総合振興計画は市の個別計画や指針の基本 となり、市の最上位に位置づけられる計画です。



2)総合振興計画の将来像の変遷へんせん)

■将来像(都市イメージ)の変遷

第1次計画

昭和56(1981)年~平成2(1990)年

緑の住宅と工業の福祉都市

~健康づくり・人づくりからなる調和のとれた人間優先のまちづくり~



第2次計画

平成3(1991)年度~平成12(2000)年度

海と緑に恵まれた 豊かで快適なヒューマンシティ古賀



第3次計画

平成13(2001)年度~平成22(2010)年度

輝く未来へ、はつらつ交流都市こが ~ひとが真ん中、古賀新時代~









第4次計画

平成24(2012)年度~平成33(2021)年

つながり にぎわう 快適安心都市 こが

~豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち~



3)総合振興計画の構成・期間

総合振興計画は『基本構想』・『基本計画』で構成されます。

【基本構想】

10年後の古賀市がめざすべき将来像を描き、今後10年間のまちづくりの方向性を示します。

期間:10年間【平成24年度~平成33年度】

【基本計画】

基本構想で掲げた将来像実現のため基本構想で掲げた10年間を前期・後期に分け、特に力を入れる取組や各政策実現のための主な施策を示します。

期間:前期5年間【平成24年度~平成28年度】後期5年間【平成29年度~平成33年度】

平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	平成33 年度
				この計画	書の範囲				
基本構想 10年間									
	前期基	本計画	5年間			後期基:	本計画	5年間	

4)基本構想について 平成24年度~平成33年度

基本構想 *# (2012)年第~ ## # 10年間

都市イメージ

つながり にぎわう ^{快適安心都市}



豊かな自然と 元気な笑顔に出会うまち

人やモノが集い、 活気にあふれ、 にぎわうまち

自然と歴史・文化の 魅力を未来へつなぎ、 こころやすらぐまち

こころ豊かに学び、 人や地域がつながり、 支えあうまち

快適で住みやすく、 安心して 元気に暮らせるまち

基本目標 1 活気とにぎわいあふれるまちづくり

政策1・1 農林業の振興 政策1・2 商工業の振興 政策1・3 観光の振興

基本目標 2 自然を大切にし 環境にやさしいまちづくり

政策2・1 環境の保全 政策2・2 循環型社会の形成

基本目標 3 こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり

政策3-1 学校教育の充実 政策3-2 社会教育の返興 政策3-3 青少年の健全育成 政策3-4 文化芸術の創造・継承 政策3-5 スポーツの振興

基本目標 4 住みやすい生活環境の整ったまちづくり

政策4-1 良好な市街地・住環境の形成 政策4-2 交通環境の形成 政策4-3 水道水の安定供給 下水道の整備

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまちづくり

政策5-1 災害対策の強化 政策5-2 防犯の強化 政策5-3 交通安全の推進

基本目標 6 すこやかで元気あふれるまちづくり

政策6-1 地域福祉の推進 政策6-2 健康づくりの推進 政策6-3 保健・医療の充実 政策6-4 子育で支援の充実 政策6-5 高齢者福祉の推進 政策6-6 牌がい者福祉の推進 政策6-7 生活支援の充実

基本目標 7 互いに認めあい みんなでつくるまちづくり

政策7-1 人権のまちづくりの推進 政策7-2 男女共同参画社会の確立 政策7-3 共働のまちづくりの推進 政策7-4 関かれた市政の推進 政策7-5 返正な行財政運営の推進















前期基本計画 〒#234(2012)年第一平#239(2016)年第 5年間

重点プロジェクト

前期5年間に 特に力を入れる 戦略的かつ 横断的な取組

後期基本計画 は29(2017)年第一年は39(2021)年前 5年前

重点プロジェクト

後期5年間に 特に力を入れる 戦略的かつ 横断的な取組

政策別基本計画

前期5年間に 取り組む施策を 政策別に 示した計画

政策別基本計画

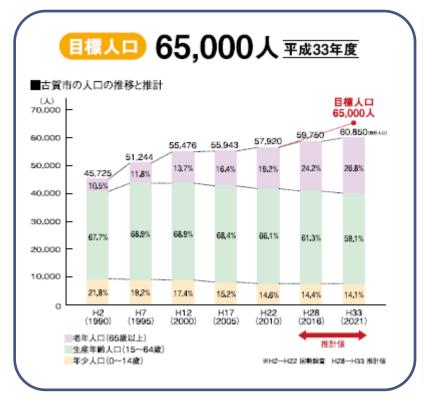
後期5年間に 取り組む施策を 政策別に 示した計画

〇都市イメージ

つながり にぎわう 快適安心都市 こが

~豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち~

〇目標人口



〇土地利用の方針

土地利用の方針

古賀市の自然環境や地理的条件を 踏まえながら、土地利用の方針を掲げます。

- ○良好な市街地の形成
- ○市街化調整区域における コミュニティの活性化
- ○都市計画区域外における適時、適切な 土地利用の規制
- ○交通の利便性などを生かした土地利用の実現
- ○豊かな自然環境との共生
- ○JR3駅を拠点とした "歩いて暮らせるまちづくり"の推進

5)前期基本計画について 平成24年度~平成28年度

前期基本計画 平成24年~平成28年 5年間

重点プロジェクト

前期5年間に、特に力を入れる戦略的かつ横断的な取組を「重点プロジェクト」と位置づけて、積極的に推進します。

地域経済活性化 プロジェクト

地域経済がにぎわい、活気にあふれるまちづくりを推進します。

■特に力を入れる施策 (重点プロジェクト指連施策)

- ・農地の有効活用
- · 農業者・団体の育成・支援
- ・農産物の生産・消費拡大
- 商工業の活性化
- 企業誘致の促進
- 観光の活性化

安全・安心プロジェクト

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

■特に力を入れる施策 (重点プロジェクト推進施策)

- 環境負荷低減意識の向上
- ・地球温暖化防止の推進
- · 防災体制の充実
- 自然災害対策の強化
- 人権意識の向上

子どもすこやか プロジェクト

子どもがすこやかに育つまちづくりを推進します。

■特に力を入れる施策 (重点プロジェクト推進策事)

- ・学力・体力の向上
- ·学習環境の充実
- 体験学習の充実
- ・青少年を育む環境の充実
- ·母子保健の推進
- 子育て環境の充実
- 保育サービスの充実

後期基本計画 F#29(2017)年度~ F#29(2021)年度 5年間

平成28年度中に策定します。

重点プロジェクト

後期5年間に 特に力を入れる 戦略的かつ 横断的な取組

政策別基本計画

後期5年間に 取り組む施策を 政策別に 示した計画

健康づくり プロジェクト

健康で元気に暮らせるまちづくりを推進します。

■特に力を入れる施策 (重点プロジェクト推進施務)

- 食育の推進
- 健康づくり環境の充実
- 健康意識の向上
- ·疾病予防·早期発見の強化
- ・介護予防の推進

活躍支援プロジェクト

みんながそれぞれの場で活躍できる まちづくりを推進します。

特に力を入れる施策 (重点プロジェクト推進施策)

- 社会教育環境の充実
- ・文化芸術環境の充実
- スポーツ環境の充実
- ・社会参加・生きがいづくりの支援(高齢者)
- 社会参加の支援(障がい者)

政策別基本計画

前期5年間に、基本目標達成のために取り組む施策を政策別に示します。

取り組む旅策については 裏面をご覧ください。

〇重点プロジェクト

前期基本計画期間における特に力を入れる戦略的かつ横断的 な取組を『重点プロジェクト』と位置づけて積極的に推進します。

【5プロジェクト28施策】

〇政策別基本計画

基本構想で掲げる基本目標達成のために取り組む施策を政策 別に示したものです。

【7基本目標 29政策 91施策】

(前期5年間に取り組む施策を政策別に示した計画) 政策別基本計

★重点プロジェクト推進施策(特に力を入れる施策)

活気とにぎわい 基本目標

あふれるまちづくり

農林業の振興 政策1-1

- ★ 1.農地の有効活用 2.農地の保全
- ★ 3.農業者・団体の育成・支援
- 4.農産物の生産・消費拡大 5. 林産物の生産・消費拡大

商工業の振興 政策1-2

★ 1.商工業の活性化 ★ 2.企業誘致の促進

観光の振興

★ 1.観光の活性化

環境にやさしいまちづくり 基本目標 自然を大切にし

a

環境の保全 1.自然の保全・整備 政策2-1

- 2.身近な環境の保全・美化
- 3.公害防止の強化
- ★ 1.環境負荷低減意識の向上

循環型社会の形成

政策2-2

- 2.ごみの減量
- 4.地球温暖化防止の推進 3.ごみの適正処理

基本目標 こころ豊かに学び続ける 人が育つまちづくり က

学校教育の充実 政策3-1

- ★ 1.学力・体力の向上
- ★ 2.学習環境の充実 ★3.体験学習の充実
- 4.特色のある学校づくりの推進 ★ 5.食育の推進
- 6.特別支援教育の推進

- 社会教育の振興 政策3-2
- 7.学校施設の充実

- ★ 1.社会教育環境の充実 2.図書館活動の推進
- 3.家庭や地域の教育力向上 4.国際交流の推進

青少年の健全育成 政策3-3

3.青少年健全育成活動の推進 ★ 1.青少年を育む環境の充実 2.青少年問題対策の強化

政策3-4 文化芸術の創造・継承

★ 1.文化芸術環境の充実 2.歴史・文化の継承

政策3-5 スポーツの振興

★ 1.スポーツ環境の充実

第4次古賀市総合振興計画 [ダイジェスト版]

基本目標

住みやすい生活環境の 整ったまちづくり 基本目標

4

良好な市街地・住環境の形成 政策4-1

- 2.コミュニティ活力の維持・回復 1.良好な市街地の形成
 - 3.住環境の保全
- 4.公園の整備 5.景観の形成

交通環境の形成 政策4-2

2.移動手段の確保 1.道路網の整備

政策4-3 水道水の安定供給

- 1.水源の安定的確保
 - 2.水道施設の整備 3.節水意識の向上

政策4-4 下水道の整備

- 1.下水道施設の整備
- 2.下水道会計の健全化

すこやかん 基本目標 9

元気あふれるまちづくり

1.地域福祉意識の向上

地域福祉の推進

政策6-1

- 2.地域福祉活動の推進
- 健康づくりの推進 ★ 1.健康づくり環境の充実
 - ★ 2.健康意識の向上
- 保健・医療の充実 政策6-3
 - ★ 1.母子保健の推進
- 2.疾病予防・早期発見の強化 3.地域医療の推進

子育て支援の充実 政策6-4

- ★ 1.子育て環境の充実
- 2.幼児教育の充実
- 4.要保護・要支援児童対策の強化 3.保育サービスの充実

5.ひとり親家庭などへの自立支援の推進

高齢者福祉の推進 政策6-5

- ★ 1.介護予防の推進
- 2.地域における生活支援の推進 🖈 3.社会参加・生きがいづくりの支援

政策6-6 障がい者福祉の推進

1.生活支援の推進 ★ 2.社会参加の支援

政策6-7 生活支援の充実

- 1.生活トラブル防止・解決の支援
 - 3.自立支援の推進 4.住宅確保の支援 2.就労の支援

安全で安心して

暮らせるまちづくり 災害対策の強化 政策5-1 വ

★ 1.防災体制の充実

- ★ 2.自然災害対策の強化
- 3.国民保護体制の充実

防犯の強化 政策5-2

2.暴力団対策の強化 1.防犯体制の充実

政策5-3 交通安全の推進 1.交通安全意識の向上

2.交通安全施設の充実

基本目標 互いに認めあい

みんなでつくるまちづくり

1.人権のまちづくり環境の充実

人権のまちづくりの推進

政策7-1

3.人権侵害の救済 ★ 2.人権意識の向上

男女共同参画社会の確立 1.男女共同参画意識の向上 政策7-2

2.男女共同参画推進環境の充実 3.女性への暴力根絶

共働のまちづくりの推進

- 1. 市民参画の推進
- 2.校区コミュニティ活動の推進 3. 市民活動の支援

開かれた市政の推進 政策7-4

- 1.情報公開の充実
- 2.個人情報保護の強化 3.広報の充実
- 4.広聴の充実

適正な行財政運営の推進 政策7-5

- 1.健全財政の推進
- 2.行政機能の向上
- 3.職員の資質向上
- 4.国・県・周辺自治体との連携強化 5.市民サービスの向上
 - 6.定住化の促進

◎第4次古賀市総合振興計画の詳しい 内容については下記にてご覧ください。

[計画書本編閲覧場所]

サンフレアこが(市立図書館) 市役所情報公開窓口

http://www.city.koga.fukuoka.jp/ 市公式ホームページ

FAX 092-942-3758

発行日/平成24年6月 発行者/福岡県古賀市 〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1 TEL 092-942-1111

6) 自治基本条例について 【総合振興計画】

基本目標 互いに認めあい みんなでつくるまちづくり 策 旒 策 政 1.人権のまちづくり環境の充実 7-1 人権のまちづくり 互いに認めあい みんなでつくるまちづくり の推進 2.人権意識の向上 3.人権侵害の救済 7-2 男女共同参画社会 1.男女共同参画意識の向上 の確立 2. 男女共同参画推進環境の充実 3.女性への暴力根絶 7-3 共働のまちづくり 1.市民参画の推進 の推進 2.校区コミュニティ活動の推進 3.市民活動の支援 7-4 開かれた市政の推進 1.情報公開の充実 2.個人情報保護の強化 3.広報の充実 4.広聴の充実 7-5 適正な行財政運営 1.健全財政の推進 の推進 2.行政機能の向上 3.職員の資質向上 4.国・県・周辺自治体との連携強化 5.市民サービスの向上 6.定住化の促進

〇基本構想にて 【基本目標】 【政策】

O前期基本計画に て

政策別基本計画を 策定

政策別基本計画(前期基本計画抜粋)

政策 7-3

共働のまちづくりの推進

現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行や地域の自主性・自立性の向上が求められるなど大きな時代 の変化を迎える中、多様化する市民ニーズや地域の課題に行政サービスだけでは対応すること が困難になってきています。

このような中、古賀市においても、市民一人ひとりをはじめとして地域、NPO、企業、学校、行政など多様な主体がまちづくりの担い手として、お互いの役割や責任を自覚しながら、それぞれの特性を生かし、共働してさまざまな課題の解決に取り組むことが求められています。

基本方針

○ さまざまな課題の解決のため、市民参画や校区コミュニティ活動を推進するとともに、地域リーダーの育成や多彩なNPO・ボランティアの主体的な活動を促し、さまざまな主体が共働するまちづくりを推進します。

■政策実現のための主な施策

1. 市民参画の推進

(1)住民自治を推進するため、「古賀市自治基本条例(仮称)※1」の制定に向けて取り組みます。 (2)市民の王体的なまらつくりへの参画を推進するため、ワークショップ方式をはじめ、さまさまな市 民参画の手法を研究し積極的導入を図ります。

2. 校区コミュニティ活動の推進

- (1)自治会・校区コミュニティ・市の役割を整理するとともに、地域リーダーの育成と支援の充実を図り、校区コミュニティの組織づくりや活動を推進します。
- (2)小学校の旧用務員室などの活用を含め、校区コミュニティ活動に必要な拠点づくりに努めます。

3. 市民活動の支援

(1)市民活動支援センター※2の機能を強化し、人材パンクの充実やNPO・ポランティアの情報発信や交流を促進するなど市民活動を支援します。

一代表的な指標

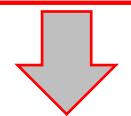
指標 名	現 況	目標 値
校区コミュニティ組織数	5校区(H21年度)	8校区(H28年度)

- ※1 住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例で「自治体の憲法」とも言われる。
- ※2 地域の課題に関する市民の自主的かつ自発的な活動を支援することにより、市民活動の促進を図る施設。

政策 7 - 3共働のまちづくりの推進

1. 市民参画の推進

(1)住民自治を推進するため、「古賀 市自治基本条例(仮称)」の制定 に向けて取り組みます。



施策実現に向けた 担当課での事務事業の実施